令和3年度 施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設	の名称	宝塚市立安倉西身体障碍(がい)者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障碍(がい)者支援センター						
所在地		宝塚市安倉西2丁目1番2号及び宝塚市安倉南1丁目2番1号						
指定管	団体名	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会	指定期間	開始日	平成30年4月1日			
理者	所在地	宝塚市安倉西2丁目1番1号	拍上粉间	終了日	令和5年3月31日			
選定方法		公募	評価実施年		指定期間5年のうち3年目			
施設設置目的		身体障碍(がい)者に対し入浴の介護、食事の提供、創作的活動、機能訓練等の支援を行うことにより、身体障碍(がい)者の自立、社会参加の促進、生活の改善及び身体の機能の維持向上等を図り、もって身体障碍(がい)者の福祉を増進する。						
主な実施事業		障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業(生活介護)、地域活動支援センター事業、宿泊訓練事業、早朝及び夕方預かり事業						

2 利用状況(目標と実績)

	成果指標	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	以木田悰	中世	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
а	利用延べ人数	人/月	972	902	904	824	878	797	836	678
b	地域活動支援センター 事業利用延べ人数	人	1,000	282	1,000	248	1,000	243	1,000	47
С										
d										
е										

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

3 招化官	理未物にん		(単位・十円)			
	区 分		平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算
収入計		Α	240,122	229,772	230,372	234,440
指定管	理料		236,657	226,615	226,400	228,771
利用料	収入	С	3,380	3,097	3,828	3,113
自主事:	業収入		0	0	0	0
その他			85	60	144	2,556
支出計		В	240,122	229,772	230,372	234,440
指定事:	業費		240,122	229,772	230,372	234,440
内、	人件費	D	169,589	174,618	169,717	173,506
内、	再委託料	Е	16,825	17,186	20,169	19,081
自主事:	業費		0	0	0	0
事業収支		A-B	0	0	0	0
利用料金比	比率	C/A	1.4 %	1.3 %	1.7 %	1.3 %
人件費率		D/B	70.6 %	76.0 %	73.7 %	74.0 %
再委託費比	比率	E/B	7.0 %	7.5 %	8.8 %	8.1 %

- ・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。
- ・着色セルは、自動計算としている。
- ・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明

令和2年度のその他収入(2,542千円)は、兵庫県からの新型コロナウイルス感染症緊急包括 支援交付金及び障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金によるも の。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年(2020年)4月9日~4月18日まで臨時 休館とした。

<u> 4</u>	評価	注)自己評価・・・指定管理者 所管評価・	""".他設	川官誌				
	評価項目	評価基準	自己評価	所管 評価				
		事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	Α	Α				
	人員体制	必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	Α	Α				
) () (T	事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	A	A				
		外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A				
	外部委託	外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A					
(1)	计			A				
サ	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	Α	Α				
П	個人情報保護	個人情報保護に関する法令等を遵守している。	Α	Α				
ビ		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	Α	Α				
ス	情報公開	情報公開に関する法令等に準じた運用を行っている。	Α	Α				
の	日秋ム所	協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	Α	Α				
履	4 5 TH = 7.63.	業務日誌等を適切に整備、保管している。	Α	Α				
行	管理記録	点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	Α	Α				
の		協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	Α	Α				
確	連絡調整	市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A	A				
認		事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A				
	取合分片							
	緊急対応	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	A	A				
		緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	Α	Α				
	財務状況	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	Α	Α				
	《総括》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目/本施設項目】	Α	Α				
	+∕c=n.∕ccтm	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	Α	Α				
	施設管理	事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	Α	Α				
		利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	Α	Α				
	利用者対応	利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A				
	イリハコロ クリルい	言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。						
2			Α_	Α				
ヺ	W	事業計画に即し、受託事業を実施している。	Α	Α				
ľ	事業運営	施設の目的に添った自主事業を実施している。	Α	Α				
゠゙		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	Α	Α				
		仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	Α	Α				
$\hat{\mathcal{L}}$	<i>6H</i> +± <i>66</i> = ∓⊞	仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。	Α	Α				
	維持管理	備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	Α	Α				
質		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	Α	Α				
() ===	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A				
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A				
価	/411/10 到							
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	Α	Α				
		要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。	Α	Α				
		利用者アンケート調査等を実施し、その結果が妥当である。	Α	Α				
	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。			В				
	《総括》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目/本施設項目】	Α	Α				
	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	Α	Α				
(3)	だ (単一) が (型) が (T)	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	Α	Α				
安定	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	Α	A				
定	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A				
性	《総括》		A					
	《 花 拉 //		, ,	A				
		・新型コロナウイルス感染症の影響で利用延べ人数は減少したが、利用日の選択の幅を広	け利性	性を尚				
	指定管理者所見	めるため、休館日であった日曜日の試行開所を実施し、利用希望者の受け入れを行った。						
(J:	は果、課題、今後の	・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の活動が制限される中、Webを活用して高						
	改善点等)	を行う等、利用者自身が新たな取り組みにチャレンジし感染防止に努めた活動を展開するこ	とがで	きた。				
		・虐待防止研修等を通じて、引き続き権利擁護意識の高い職員育成に取り組んでいく。						
H		・ ・新刑コロナウイルス成込坊士防止に Fる安合南良は陪理(がい)老士揺おいね──の──吐は	合いので	利田卢				
		新型コロナウイルス感染拡大防止による安倉南身体障碍(がい)者支援センターの一時休館及び利用自 粛、地域活動支援センター事業の活動中止等により利用延べ人数は減少したが、安倉西身体障碍(がい)						
	16 = n = 2 66 = m =							
	施設所管課所見	者支援センターの日曜日の試行的開所やWebによるオンラインの活用等、新たな取り組みに						
	成果、課題、今後の	の自立、社会参加の促進等利用者のニーズに応えることができた。日曜日の開所について						
	改善点等)	から本稼働し、利用者の増加を見込む。今後も新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹り						
		に、利用者にとってより適切で安心安全なサービスが提供できるよう、職員の更なる育成に	労め、1	ことの				
		協議及び連携を強化し安定した管理運営に努めていただきたい。						
H	前年評価	A 総合評価 A						
\ <u>''</u>								
Ж	評価区分							

X	泮価区分			
f	評価基準:	S	=	協定書等の水準を大きく上回っており、優良である。
		Α	=	協定書等の水準を満たしており、良好である。
i		В	=	協定書等の水準を満たしているが、一部改善が望ましい。
į		С		協定書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。
ŀ	《総括》:	S	=	評価基準が全てA以上であり、かつSが過半数である。
į		Α	=	評価基準のうちBが3割未満で、Cがない。
		В	=	S、A、C以外
į		С		評価基準にCが1つでも含まれる。
ĺ	総合評価:	S		自己評価、所管評価の《総括》にB・Cが含まれず、かつSが過半数である。
- 1		Α	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、Bが2つ以下である。
i		В	=	S、A、C以外
į		С	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。